

凡例 日日時 期期間 場場所 図内容 図対象 図講師 図費用 図定員 図持ち物 図申し込み 図提出先 図その他 図問い合わせ

※特に記載のない場合、申込時間は開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで。

助成補助

平成31年度安曇野市アクティブシニアがんばろう事業補助金

図長寿社会課長寿福祉係
(TEL71・2254 FAX71・2328)

健康増進や介護予防のために健康づくり活動を定期的に行う団体に補助金を交付します。

対象事業 健康体操やヨガ等の運動機能向上につながる事業、または合唱や健康麻雀等の文化・芸術事業で、市や社会福祉協議会等から補助金の交付を受けていない団体

対象団体 次の要件をすべて満たす団体

①代表者が市内に住所を有していること

②会員のうち40歳以上の市民が8人以上で65歳以上の市民が5割以上含まれていること

③2カ月に1回以上定期的に活動を行うこと

④市から当該団体に加入を希望している市民の受け入れ要請があったときは、原則として受け入れが可能であること

補助金額 講師謝金、会場使用料の半額で次の額を上限とする。

70歳以上の皆さん・障害者手帳をお持ちの皆さん入浴料金割引券を交付します

70歳以上の人や、一定の障がいのある人を対象に市内の入浴施設で利用できる入浴料金割引券を交付しています。

①安曇野市入浴料金割引券

3000円の入浴料金割引券を年間24枚交付します。

②しゃくなげの湯「暖らんの湯」入浴料金割引券

「暖らんの湯」の入浴料金割引券を年間48枚交付します。

図平成31年4月1日現在安曇野市に住所を有し、それぞれ次の条件に該当する人

①70歳以上の人または、69歳以下で身体障害者手帳1級から3級までを有する人、療育手帳を有する人、精神障害者保健福祉手帳を有する人

②身体障害者手帳（視覚障がい、肢体不自由（上肢、下肢、体幹機能のいずれか）を有する人、療育手帳を有する人、精神障害者保健福祉手帳を有する人）で入浴時に介助が必要な人

※ただし、療育手帳B1・B2または精神障害者保健福祉手帳3

▽活動が月2回以上の団体12万円

▽活動が月2回未満の団体6万円

申4月1日（月）から長寿社会課（1階13番窓口）へ直接。申込書は長寿社会課窓口または市HPから入手できます。申請金額が予算額の上限に達し次第受付を終了します。

図平成31年度人間ドック・脳ドック受診費用助成の申し込み
図国保年金課国保年金担当
(TEL71・2473 FAX71・2503)

国保加入者と後期高齢者を対象にした人間ドック等の受診費用を助成します。

図次の全てを満たす人
▽国民健康保険加入者
①国民健康保険税の滞納がない世帯

②35歳以上74歳までの人
③平成31年度若年者健診、特定健康診査（集団健診、個別健診、通院治療者健診）を受診していない人または受診予定のない人

▽後期高齢者医療被保険者
①市内在住者
②後期高齢者医療保険料に滞納がない人

③平成31年度後期高齢者健診（集団健診、個別健診）を受

診していない人または受診予定のない人

図医療機関の受診案内通知、各保険証、印鑑

申医療機関へ直接申し込み後、受診日のおおむね1カ月前から前日までに、国保年金課（1階10番窓口）または各支所地域課にて申請。

他詳細は、3月上旬に発行した「2019年度健診こよみ」または、市HPをご覧ください。

軽減税率対策補助金をご利用ください

図商工労政課商業労政係
(TEL71・2041 FAX72・1340)

10月1日に予定されている消費税率引き上げの際には、軽減税率制度が実施され、税率8%と10%、双方の商品を取り扱う事業者はさまざまな対応が必要になります。

こうした事業者を支援するため、軽減税率に対応するためのレジや受発注システム、請求書の発行を行うシステムの改修・導入に対する補助金が用意されていますので、ご利用ください。

図軽減税率対策補助金事務局
TEL0120・398・1111

軽減税率対策補助金 検索

不動産評価等の無料相談会

不動産鑑定士による無料相談会を行います。

図4月4日（木）

午前10時～午後4時

場松本市役所本庁舎4階第2応接室

申不要

図（一社）長野県不動産鑑定士協会

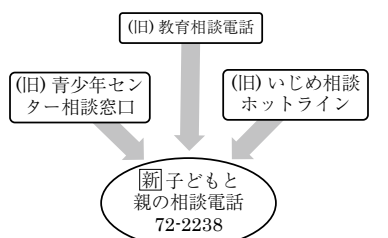
TEL026・225・5228

子どもと親の相談電話を開設

4月1日から「教育相談電話」「いじめ相談ホットライン」「青少年センター相談窓口」を一本化し「子どもと親の相談電話」を開設します。学校での交友関係やいじめ、ネットトラブル、不登校、発達障害など、子育てや教育に関する相談を受け付けます。気軽にご連絡ください。

相談電話 TEL72・2238 月曜日～金曜日（祝日除く） 午前9時～午後5時

図学校教育課教育指導室 TEL71・2461 FAX71・2338



固定資産税納税通知書を発送します



平成31年度（2019年度）の固定資産税納税通知書は4月9日（火）ごろ発送します。固定資産の評価額などを記載した課税明細書を同封しますので、内容をご確認ください。

図税務課家屋担当 TEL71・2482 FAX72・2065

土地担当 TEL71・2483 FAX72・2065

●納期限

▷第1期 5月7日（火）▷第2期 7月31日（水）▷第3期 12月25日（水）▷第4期 2020年3月2日（月）

●課税明細書の確認例

【土地】▷住宅用地の場合、軽減特例が適用されているかなど

【家屋】▷主体構造は正しいか▷取り壊した家屋が載っていないか▷新しく建てた家屋が載っているか▷新築住宅の場合、新たに課税されることになった年度から3年度（認定長期優良住宅の場合5年度）分・3階建以上中高層耐火住宅は5年度（認定長期優良住宅の場合7年度）分に限り120㎡までの床面積部分について課税標準額が2分の1になっているかなど

縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者は、土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます。

図4月1日（月）～5月7日（火）午前8時30分～午後5時15分 ※閉庁日を除く

場税務課（1階18番窓口） 図無料

図本人であることを確認できる身分証（運転免許証など）※代理人の場合、本人からの委任状と代理人の身分証

固定資産課税台帳の閲覧

4月から平成31年度（2019年度）の課税台帳の閲覧ができます。

図4月1日（月）～2020年3月31日（火）

場税務課（1階18番窓口）または各支所地域課

費1通300円 ※縦覧期間中（4月1日～5月7日）は無料です。

図▷左記の縦覧帳簿の縦覧の持ち物と同じ

▷借地借家人が該当する固定資産の課税台帳を閲覧する場合は、賃貸契約書などの当該資格を証明する書面および借地借家人の身分証（運転免許証など）